

長崎県立松浦高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1 目指す生徒像

(1)校訓

「自己開拓」に全力を注ごう。
正しい人間関係をきずいていこう。
よい市民性を身につけよう

(2)育成したい生徒像

- 将来の目標を持ち、その実現に向けて主体的に努力を続けることができる生徒
(キャリア形成力)
- 社会の一員としての責任感を持ち、相手を思いやることができるなど、品性を備えた生徒
(責任行動力)
- 地域や社会の課題解決や発展に貢献しようという意欲を持つ生徒 (ふるさと貢献力)

上記各項目を具現化させていく中で、いじめをしない、させない、見逃さない生徒を育成する「いじめ対策委員会」を組織する。

2 いじめ対策委員会

(1)目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、家庭・地域・学校、専門的な知識を有する者等が一体となった教育体制を整える。また、校区内における中学校との連携及び連絡の重要性から、定期的な学校訪問を積極的に実施しながら、いじめ・校内暴力・非行のない明るい学校づくりに努める。

(2)構成

校内教職員

【委員長】 校長（教頭）

【委員】 教頭、教育相談部主任、教育相談部副主任、教務広報部主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各学年主任、当該学級担任、当該部活動顧問



外部専門家及び地域関係者（年度の状況に応じて委嘱する）

【委員】 PTA会長、PTA副会長、PTA学年委員長、同窓会長、学校評議員、校医、市子育て子ども課保健師、市少年センター補導監、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど

(3)業務内容

- ①いじめの未然防止への取組
- ②いじめの早期発見
- ③いじめへの対処
- ④家庭や地域との連携
- ⑤関係機関との連携

3 関係機関等との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議する。その際、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応する。

(1) PTAとの連携・協議

①学級・学年PTAを実施する。

いじめが学級・学年規模でおこったときは、いじめられている生徒の保護者の意向を確認し内容や方法について理解を得た上で、学級・学年PTAを通じて、直接、保護者にいじめの事実を伝え、学校の指導への協力を求める。

その際、特定の生徒や保護者を非難するためにPTAを開いたのではなく、いじめという行為が許されないことを強調し、自分の子どもが関わる問題としてどうすれば解決できるか、共に考えてもらうようにする。

(2) 関係機関との連携・協議

①日常的な情報発信

いじめの問題への対処方針や取組の情報などについては、日頃から、家庭や地域の関係機関などに積極的に公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。

②いじめが発生したときの対応

個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行う。事実を隠蔽するような対応はあってはならない。

③協議に関する具体的な検討事項

【考えられる協議】

- ・ いじめに直接関係する生徒の保護者を中心とした話し合い
- ・ 学級・学年・全校規模の各種PTA、地区PTAなどの会合
- ・ 学校関係者、保護者、地域関係者、関係機関などによる協議

【留意事項】

このような協議はいきなり行うのではなく、主たる出席者などに対して事前に趣旨説明などを行い、協議の場を単なる責任追及や謝罪の場としない。今後に向けての建設的な場となるように配慮する。

※特に緊急時の連携を進めるに当たっては、保護者への説明、個人情報の保護、マスコミへの対応等にも十分留意する。

【主な関係機関】

義務教育課児童生徒支援課	095-894-3339
いじめ相談ホットライン	0570-078310
佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080
松浦市少年センター	0956-72-0916
松浦市警察署	0956-72-5110
ヤングテレホン（長崎県警察本部少年サポートセンター）	0120-786-714
長崎家庭裁判所平戸支部	0950-22-2004
長崎地方裁判所平戸支部	0950-22-2004
平戸簡易裁判所	0950-22-2004
長崎地方法務局平戸支局	0950-22-2263
長崎少年鑑別所（橋口青少年相談室）	095-846-5600
長崎保護観察所佐世保駐在事務所	0956-23-3181
東彼・北松福祉事務所家庭児童相談室	0956-22-3211

4 いじめ防止について

(1) 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

(2) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」などを活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(3) 人権意識とコミュニケーション力の育成

人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、お互いを認め合い、尊重する態度を養う指導に努める。全ての教育活動を通して、自他の意見の相違があっても調整し、解決していける力やコミュニケーション力の育成を指導・支援する。

(4) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

(5) 生徒の自尊感情の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、「所属感」「信頼感」「貢献感」を育む教育等を推進し、自尊感情を高める。

(6) いじめの問題を学び、集団の中で多様性・異質性を受け入れられる生徒の育成

生徒自らがいじめの問題について学び、様々な集団活動において、人間一人ひとりとは違った個性や経験をもつ世界に唯一の存在であることを自覚し、自分自身の個性を伸ばすとともに、他者の個性、多様性も尊重できるような活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

(7) 家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係機関とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

5 いじめの早期発見について

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合メモをとり、その情報を教職員間で共有し、速やかに対応する

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談などきめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に生徒及び保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(4) 情報の収集

生徒は悩みを友人や保護者、兄弟に相談することが多い。周囲の生徒にもアンテナをはりめぐらしながら、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

6 いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」になるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つように伝える。また、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との修復を経て、全集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

【参考資料】

- ・いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号
- ・いじめ防止等のための基本的な方針 平成 29 年 3 月 14 日 文部科学大臣決定（最終改定）
- ・長崎県いじめ防止基本方針 平成 29 年 7 月 長崎県・長崎県教育委員会
- ・学校と関係機関等との連携 ～学校を支える日々の連携～
文科省 国立教育政策研究所 生徒指導資料第 4 集
- ・いじめ対策ハンドブック 長崎県教育委員会
- ・教育カウンセラー標準テキスト 日本教育カウンセラー協会編